

## 東京におけるパイプラインを含めた水素供給体制検討協議会設置要綱

(制定)	令和6年3月25日付	5産労産新第474号
(改正)	令和6年10月18日付	6産労産新第393号
(改正)	令和7年2月18日付	6産労産新第674号
(改正)	令和7年8月7日付	7産労産新第390号
(改正)	令和8年3月17日付	7産労産新第952号
(改正)	令和8年5月18日付	8産労産新第250号

### (目的)

第1条 水素エネルギーの需要拡大、早期社会実装化を目指し、将来的な海外からの水素受入を想定した東京都内における水素供給体制の構築に向けた取組みを推進するため、東京におけるパイプラインを含めた水素供給体制検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 将来的な海外からの水素受入を想定し、東京都内における水素供給体制の構築に向けた取組みの推進に関すること
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成企業等をもって構成する。

- 2 会議の実施にあたり、専門的な意見を聴取するため専門家を招聘する。
- 3 構成企業等の追加等は、産業労働局長が決定する。

### (招集等)

第4条 協議会は、産業労働局長が招集する。

- 2 産業労働局長は、必要に応じて、協議会の構成企業等以外の者の出席を求め、協議会において説明又は意見を求めることができる。

### (分科会)

第5条 協議会は、必要に応じて、分科会を設置し、開催することができる。

- 2 前項の分科会は、産業労働局長が指名する構成企業等を招集し、開催する。
- 3 分科会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(議事)

第6条 協議会は公開とする。ただし、産業労働局長が、公開することにより率直な意見交換若しくは公平かつ中立な協議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき及びその他正当な理由があると認めるときは、会議、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成企業等、第3条第2項に掲げる専門家、第4条第2項及び第5条第3項に掲げる関係者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開されたものを除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、産業労働局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

## 東京におけるパイプラインを含めた水素供給体制検討協議会 構成企業等

事業者	事業者
赤坂熱供給株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
岩谷産業株式会社	丸の内熱供給株式会社
E N E O S 株式会社	丸紅株式会社
N T T 株式会社	株式会社みずほ銀行
株式会社N T T データ経営研究所	株式会社三井住友銀行
株式会社荏原製作所	三井物産株式会社
川崎重工業株式会社	三菱化工機株式会社
空港施設株式会社	三菱商事株式会社
株式会社クボタ	株式会社三菱U F J 銀行
株式会社小松製作所	国
J F E エンジニアリング株式会社	環境省
J F E ホールディングス株式会社	国土交通省 東京航空局
株式会社J E R A	国土交通省 関東地方整備局
城南島連合会	経済産業省 資源エネルギー庁
水素柱上パイプライン合同会社	自治体
一般社団法人水素バリューチェーン推進協議会	千代田区
住友商事株式会社	中央区
千代田化工建設株式会社	港区
東京ガス株式会社	江東区
東京ガスネットワーク株式会社	品川区
東京都京浜島工業団地協同組合連合会	大田区
株式会社豊田自動織機	川崎市
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業	東京都
日本空港ビルデング株式会社	建設局
日本航空株式会社	港湾局
日本水素エネルギー株式会社	都市整備局
株式会社日本政策投資銀行	下水道局
バイオエナジー株式会社	
パナソニック株式会社	
羽田鉄工団地協同組合	